

和阿片の製造をめぐる史実

—— 薬種中買仲間に関する史料の検証を通して ——

成 田 真 紀

はじめに

1. 和阿片の製造・流通に関与した薬種中買仲間に関する史料分析
2. 薬種中買仲間の業務と和阿片
3. 和阿片の製造をめぐる史実

おわりに

はじめに

阿片の文化史研究を進めるにあたって、成田(1997)¹⁾では江戸時代の道修町に存在した薬種中買仲間の²⁾歴史を辿り、近世日本における阿片の流通について報告した。本稿の目的は、和阿片の製造のみを取り上げ、辻岡精輔(以下辻岡)による阿片製造創始の説明(1903)³⁾に登場した薬種中買仲間について、大阪の少彦名神社に保管されていた『道修町文書』⁴⁾に記載される史料を検証し、和阿片の製造をめぐる史実を解明する点にある。

第1章では先行研究を参照しながら、和阿片の製造・流通に関与した薬種中買仲間について『道修町文書』に記載された史料を調べ、辻岡の報告にみられる大阪道修町薬店の存在を確認し、江戸時代の和阿片の流通経路を辿る。第2章では『道修町文書』に記された和薬改会所の設立に関する史料の分析を通して薬種中買仲間の業務を調べ、和薬改会所で制定された和薬六ヶ条⁵⁾の意義を考察し、和薬六ヶ条における和阿片の分類について検討する。第3章では日本において阿片はいつ頃から使用されていたのか、またケン栽培はいつ頃から始まったのか、更に阿片を調合した一粒金丹の製造法はどの様にして弘前藩へ伝授されたのかという三つの問題を考察し、江戸時代の和阿片の製造をめぐる史実をまとめていく。

1. 和阿片の製造・流通に関与した薬種中買仲間に関する史料分析

辻岡は、明治三十六年（1903）に開催された日本薬学会総会において「大阪府下阿片製造景況一斑」と題して報告し、「摂津國三島郡ノ内舊島上郡西面村ハ天保八年丁酉ノ秋同村植田四郎兵衛ナル者大阪道修町薬店ニ寄留中實家植田五十八ニ植培ヲ勸メ製造ヲ始ム。同郡ノ内舊島下郡目垣村ハ嘉永二年右西面村ヨリ始テ傳種⁶⁾。」と説明した。稿者は辻岡の報告に基づいて、三島郡西面村での当時の阿片製造の史料の収集を試みたが、ケシの栽培地であった高槻藩の関係史料は散逸していて、その収集は容易ではない。そこで、四郎兵衛の奉公先である道修町薬店、即ち当時和阿片の製造・流通に関与した道修町の薬種中買仲間について『道修町文書』に記載された史料を調べ、辻岡の説明にあった大阪道修町薬店の存在を確認し、江戸時代の和阿片の流通経路を辿っていくことにした。次の引用は「明治十八年度勸業報告控⁷⁾」の依拠する松村昌蔵家文書の一部であるが、ここに西面村の阿片製造濫觴に関する報告が記載されている。

島上・下郡長白純治殿

阿片製造濫觴

西面村

- 一 初メテ罌粟ヲ栽培シ、阿片ヲ製造シタル者ノ姓名及ヒ其年月日場所
天保八年酉年当村亡植田五十八弟四朗兵衛ナル者、兄五十八エ授
ケ、宇玉川近傍北少之小路ナル耕地エ播種培養ス、月日不明
(中略)
- 一 右創業者ハ何等ノ手續ヲ以テ何方ヨリ種子ヲ得、且製造阿片ハ何方
へ販売センヤ
四郎兵衛奉公中（大阪道修町薬商近江屋安五郎方）越中、越後、
出羽、陸奥筋メ得意廻リ内、奥州軽津輕ニ於テ罌粟栽培、阿片製
造法ヲ伝習シ種ヲ得ル、然シテ製造阿片ヲ大坂道修町薬店エ販売
セリ
(中略)

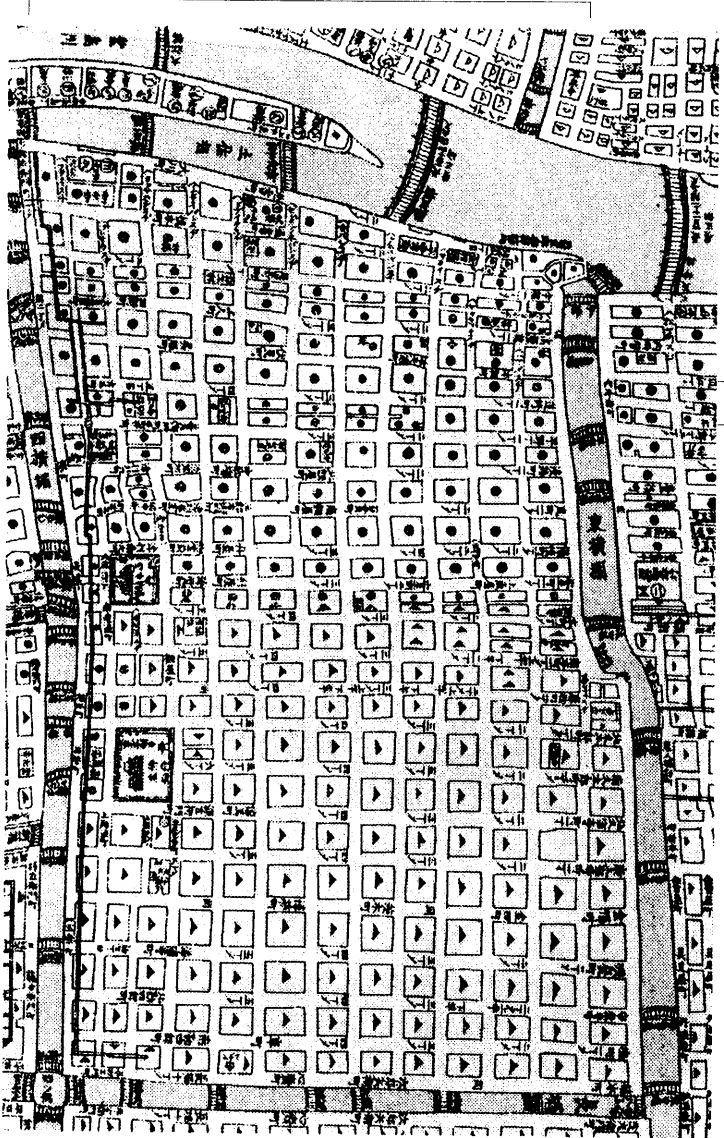
右之通御座候也

島上郡西面村外三カ村勸業委員

明治十八年六月十日

松村 余之助

松村昌歳家文書により、辻岡の報告にあった大阪道修町薬店は薬商近江屋安五郎であると言って差し支えないだろう。道修町の位置を確認するため天明九年(1789)・増修改正摂州大阪地圖を〔写真1〕⁸⁾に示しておく。



〔写真1〕

江戸期の道修町の様子については、錦源兵衛の『道修町』に「当初は薬種屋は平野橋を中心として東横堀川兩岸筋と平野町の船場地区にかけて問屋が並んで居た様で、今繁昌の道修町は北裏町であり、淡路町は南裏町であつたらしい。平野町が小西長兵衛や長崎屋などの堂々たる門戸を張っていた表町に対し道修町は店売場ではなかったかと考えられる」という記述がみえる。この記述にある小西長兵衛に関しては、『田辺製薬三百五年史』に「寛永年間（1624-1644）に堺の豪商小西氏の一族で唐薬を扱っていた有力な業者がいた。これが幕命を受けて道修町に移住し、薬種商として道修町の発展に寄与した。」と説明されている。小西のような薬種屋は、江戸時代において薬種中買と呼ばれており株仲間を形成していくのであるが、江戸時代以降の薬種中買仲間の変遷についての史実を詳細に分析するには、『道修町文書』が重要な手がかりになると考えた。

次に辻岡の報告にあった大阪道修町薬商・近江屋安五郎の存在を確認するため、前述の『道修町文書』に記載された「株仲間人数帳」⁹⁾をみていくと、近江屋安五郎の名前は[写真2]¹⁰⁾に示すように、天明元年（1781）の人数帳に初出している。「株仲間人数帳」とは中買株仲間が成立した享保七年（1722）以来、不定期に大阪東奉行所に提出された中買人名簿のことである。年ごとの株仲間の移動、改印、店舗の変更その他について株仲間から届け出があると、組合は保管していた株仲間人数帳に張紙をして整理し、適当な時期に最新版の株仲間人数帳を作成して奉行所に提出した。株仲間人数帳は享保七年（1722）から慶応四年（1868）までの140年余の間に、九回提出されている。[写真2]をみると、天明元年（1781）の「株仲間人数帳」には次のように記されている。

道修町三丁目紙屋吉右衛門借家

若狭屋市右衛門（押）

道修町壺丁目小西吉右衛門借家

若狭屋市右衛門仲買株此度近江屋

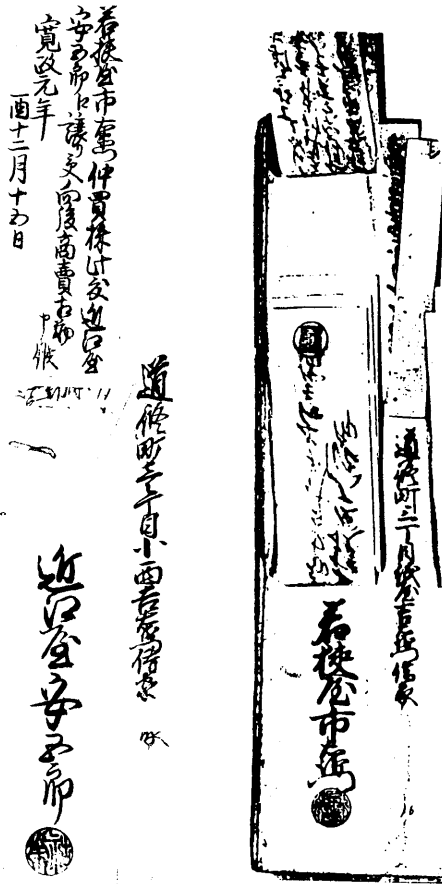
安五郎江譲り受向後商賣相勤

申候

寛政元年

近江屋安五郎（押）

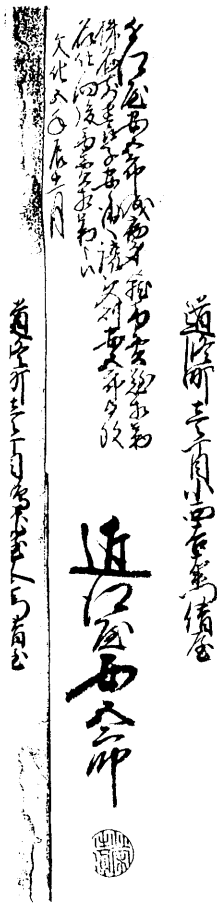
西十二月十五日



[写真2]

若狭屋市右衛門という名前に重ねた三枚目の張り紙に近江屋安五郎の名前が初出し、上記のように補筆されているところから、近江屋安五郎は寛政元年(1789)西十二月十五日に道修町薬種中買仲間へ加入したことがわかる。またこれにより若狭屋市右衛門は道修町三丁目(紙屋吉右衛門の借家)で薬種中買を営んでいた薬種中買仲間の一人であったが、寛政元年十二月に近江屋安五郎が若狭屋市右衛門から仲間株を譲り受け、正式に道修町中買仲間へ加入したことがわかる。しかしこの初代・安五郎は1837年の植田四郎兵衛の主人ではない。なぜなら初代・安五郎自身病身で商売ができなくなると、文化五年(1808)に養子の安兵衛へ株を

譲り渡しているからである。これについては [写真3] に示すように、寛政十一年（1799）の人数帳に記載されており、近江屋安五郎の所には以下のように補筆されている。



[写真3]


道修町壺丁目小西吉右衛門借家

近江屋安五郎儀病身に就商賣難相勤
株名前養子安兵衛へ譲受則安五郎与改
名仕向後商賣相勤申候

文化五年辰十一月

近江屋安五郎（押）

道修町之目炭屋善五郎借家
 近江屋安五郎儀病死仕候ニ付此度養子作次郎へ
 譲り渡則安五郎と改名仕尤幼少付代判傳七ニ而
 是迄之通り商賣仕候
 安政四巳年二月

近江屋安五郎


[写真4]

[写真4]¹²⁾をみると、二代目・近江屋安五郎が病死し、安政四年（1857）に養子、作次郎が株を譲り受け三代目・近江屋安五郎を名乗ったことが判明する。

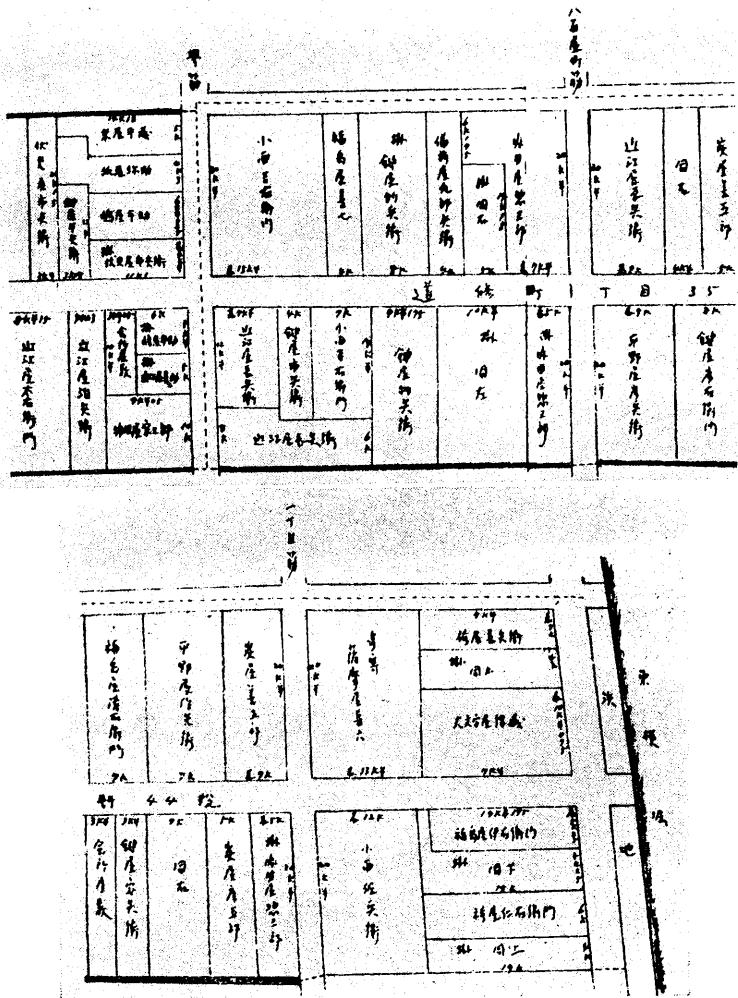
道修町壱丁目炭屋善五郎借家

近江屋安五郎儀病死仕候ニ付此度養子作次郎へ譲り渡則安五郎と改名仕尤幼少付代判傳七ニ而是迄之通り商賣仕候

安政四巳年二月

近江屋安五郎（押）

以上の史料から初代・近江屋安五郎の株を譲り受けた養子、安兵衛は、1808年に改名し二代目・近江屋安五郎となり、二代目・安五郎の株を譲り受けた養子、作次郎は、1857年に改名し三代目・近江屋安五郎¹³⁾となったことがわかる。「株仲間人数帳」の記録をもとに、近江屋安五郎が薬商を営んでいた位置も〔写真5〕¹⁴⁾で確認しておくことにする。



〔写真5〕

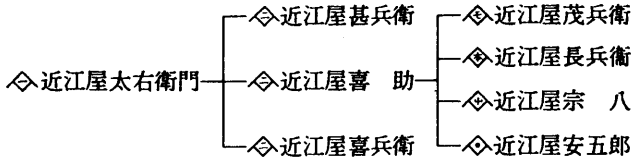
初代、二代目・近江屋安五郎の店は、道修町壺丁目小西吉右衛門借家とあるので、地図上では堺筋の右側に二つある小西吉右衛門のどちらかを借りていたと推測される。また三代目・近江屋安五郎の店は、道修町壺丁目炭屋善五郎借家とあるので、借家をかわり八百屋町筋の右側に二つ記されている炭屋善五郎の一つを借りたと推定される。

史料によれば、「明治十八年度勸業報告控」に記載された「天保八年酉年当村亡植田五十八弟四郎兵衛ナル者」すなわち植田四郎兵衛は、1837年に道修町で薬種中買を営んでいた二代目・近江屋安五郎の店に奉公していたことになる。また植田四郎兵衛がどういう経緯でケン栽培・阿片の製造法を伝習し、ケンの種子を得たかについては、「四郎兵衛奉公中（大阪道修町薬商近江屋安五郎方）越中、越後、出羽、陸奥筋メ得意廻り内、奥州軽津軽ニ於テ罌粟栽培、阿片製造法ヲ伝習シ種ヲ得ル、」という説明から、奉公中の得意先廻りの際、津軽にて伝習し、ケンの種を持ち帰ったと推測される。兄・五十八が製造した阿片をどこへ販売したかについては、「然シテ製阿片ヲ大坂道修町薬店エ販売セリ」という記述から、四郎兵衛の奉公先であった大阪道修町の薬種中買・近江屋安五郎の店であると考えられる。

また道修町薬種中買仲間における近江屋安五郎の人間関係を調べていくと、初代・近江屋安五郎は、初めは武田薬品工業の前身である武田長兵衛商店の初代・近江屋長兵衛（他二名）と共に、道修町薬種中買仲間の一人である近江屋喜助の店に勤めていたことが明らかとなる。武田薬品工業の史料をみると、近江屋長兵衛は、近江屋喜助の配慮により、安永八年（1779）四月に近江屋一族である近江屋喜之助の手代として近江屋喜之助名義の株を譲り受け、天明元年（1781）六月に営業開始を願っている。近江屋安五郎は先に言及した初代・近江屋長兵衛と同様に、寛政元年（1789）に仲間の一人であった若狭屋市右衛門の株を譲り受け¹⁵⁾、屋号を近江屋と称し、中買仲間として営業を始めるようになったのである。

近江屋喜之助の別家としての「暖簾分け」を受け商いを始めた長兵衛は、喜之助の得意先のうちから秋田地方を得意先として分けてもらっている。一方安五郎に関しては長兵衛に関する記録は見あたらないが、「明治十八年度勸業報告控」の中に奉公人であった植田四郎兵衛の得意先が記録されており、そこから判断す

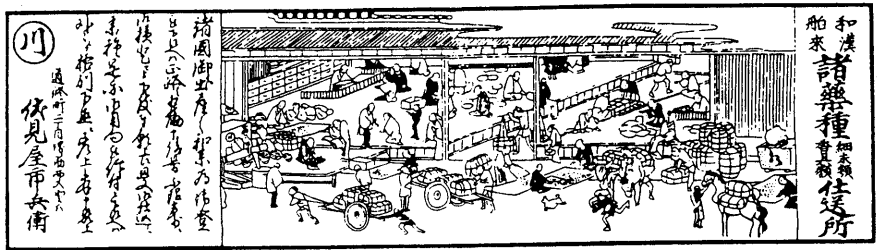
ると近江屋安五郎も、若狭屋の株を譲り受けた際、近江屋喜助より得意先として青森地方を分けてもらったと考えるだろう。



[写真6]

長兵衛の史料に、江屋安五郎の名前を含む近江屋本家一統七名の名前と店印がみえるので [写真6]¹⁶⁾ にそれを示しておく。店の印は、近江屋の本家が近江から大坂に出た後、もう一度近江に戻ったので、行きと帰りで「行き山」「帰り山」を抱きあわせて店の印を考案したと言われている。近江屋安五郎の店印は、菱形の中に・を入れた印を用いていた。

又、当時の近江屋の店について記述した史料は残されていないが、道修町の薬種中買仲間の様子を知る史料として [写真7]¹⁷⁾ に伏見屋市兵衛の店図を示しておく。



[写真7]

2. 薬種中買仲間の業務と和阿片

第2章では、近江屋安五郎の加入していた薬種仲買仲間の、薬種流通機構における業務内容と薬種仲買仲間の役割について調べるため、『道修町文書』に記された和薬改会所の設立に関する史料を調べ、和薬改会所が制定した和薬六ヶ条の意義と和薬六ヶ条での和阿片の分類について検討していく。

道修町の薬種中買仲間は、幕府から124株に限って享保七年（1722）に公認された株仲間である。この時期の株はその性質から言って、御免株、すなわち幕府が数を限定し特許する株で、明和期（1764）以後の商人の請願によって認可される願株とは異なっている。問屋とも呼ばれず、また集荷独占権もなかった薬種中買仲間が、幕府により公認された理由について薬種中買仲間と和薬改会所の関係を通じて考察し、薬種中買仲間の業務を明らかにしていく。

幕府が享保七年（1722）に和薬改会所を設けた理由は、和薬の流通経路が定まらず、偽薬が横行して和薬に対する不信感が高まり、薬価を不当に釣り上げたからである。¹⁸⁾ 当時吉宗は国内における薬草の栽培と和薬の開発及び研究を奨励していたが、まず享保五年（1720）に諸国の薬草の調査を行わせ、翌年八月に小石川に薬園を設けた。そして享保七年に江戸・大阪・京・和歌山・駿府の薬種業の代表者を江戸に召集して、和薬の真偽を検査する基準や方法などについての意見を尋ね、江戸本町三丁目の薬種屋や道修町にいた三人の薬種屋に加えて、他の三都市から呼び寄せた薬種屋の代表に、本草学者丹羽正伯の下で和薬種真偽の区別を学ばせた。その結果、江戸・大阪・京・和歌山・駿府の五カ所に「和薬改会所」が設置され、和薬種の流通が統制されることになったのだが、大阪の和薬改会所は淡路町に設置され、江戸で丹羽正伯から指導をうけた伏見屋市左衛門、福島屋吉兵衛、堺屋と太夫の三人が頭取となり、その下で道修町の薬種仲間124人が、数名づつ日行司¹⁹⁾として交替で会所に詰めて改めの業務に携わることが決められた。

大阪では「八月二十五日、淡路町一丁目ニ和薬吟味會所ヲ置キ、會所ノ檢定ヲ經ザル和薬種ノ賣買ヲ禁ズ」と定められ、淡路町一丁目に会所が開設された。そのときの町触²⁰⁾に次のような記述が見られる。

- 一 此度和薬種真偽吟味之儀、伏見屋市左衛門・福嶋屋吉兵衛・堺屋与太夫、右三人頭取ニテ、道修町壹丁目貳丁目三丁目之薬種仲間之者百廿四人之内日行司申付、淡路町壹丁目ニ會所極相改候間、向後ハ諸國ヨリ問屋へ着申和薬種ハ、其問屋ヨリ改會所へ相達、改ヲ請、近國又ハ在々ヨリ問屋ノ外持來候ハ、其者ヨリ致差図、改會所江遺、改斎候上商賣可致候、改無之和薬種商賣仕間敷候。相背候ハ、屹急度可申付候。若不埒ノ者有之ハ、右三人ノ者ヨリ訴出候様申付候間、此旨相守候事。

右之趣三郷町中可相觸者也

寅八年廿五日

安房守

飛騨守

和薬種改會所八年廿五日

ここでは「薬種仲間之者百廿四人」と記述されており、薬種屋との表現は使われていない。会所頭取役である伏見屋市左衛門、福島屋吉兵衛、堺屋与太夫の3人は、交代で1人ずつ毎日会所へ詰め、残りの薬種仲間121人は3名ずつ（内一組だけ4人）40組に分けられ、頭取を助けるため毎日交替で会所へ勤務した。町触が出された二日後の享保七年寅八月二七日には、和薬種改頭取伏見屋市左衛門が次のように記している。

享保七年寅八月廿七日、和薬種改頭取伏見屋市左衛門、江戸表御公儀様へ書上ケ、道修町筋百貳拾四軒薬種仲買中間相改メ申候事、當年迄貳拾八年ニ成ル。三郷薬屋惣高七百七捨七軒、北組惣會所ニテ印形仕候事²¹⁾

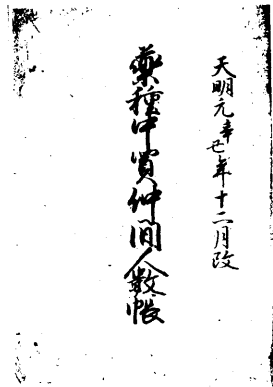
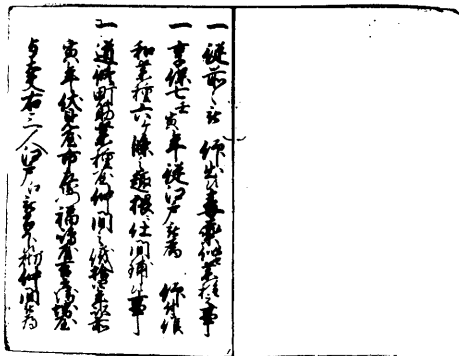
本庄栄治郎は、和薬改會所の機能を「この会所はその名の示す如く、和薬種について吟味するものであったが、唐薬の中へ和薬種を混入するなど、紛らわしい唐薬についても遠慮なく吟味すべしとの命令があったので、結局は和薬・唐薬その他の薬種にわたって真偽・善悪・混交の鑑別を行ったものと思われる²²⁾と説明している。

享保七年（1722）になると和薬全体の取締りのため「和薬改會所」が設立され、「薬種中買仲間人数帳」の冒頭に和薬取引の基本方針として毒薬・似せ（偽）薬種のこと、享保七年の和薬六カ条を破らないこと、更に紛らわしき薬種商売はし

ないことが明記された。その和薬六カ条によって和阿片の取扱いが規定されたのである。享保七年の「薬種中買仲間人数帳」の冒頭部分は、「薬種真偽之吟味」と「仲間取メリ」のための定行司の制度化について書き換えられ、享保二十年(1735)十二月に書き改められた。

[写真8]²³⁾ に示した天明元年(1781)の「薬種中買仲間人数帳」の冒頭には以下のように記されている。

- 一 従前之被 仰出候毒薬似セ薬種之事
- 一 享保七壬寅年江戸被為 仰付候
和薬種六カ條之趣猥ニ仕間鋪候事
- 一 道修町筋薬種屋仲間之儀拾四年以前



[写真8]

寅年伏見屋市左衛門福島屋吉兵衛堺屋
 与大夫三人江戸ニ被召下候初仲間被為
 仰付則人数帳當地 御番所江差上
 置候処年久敷罷成帳面混雜仕候ニ付
 頭取伏見屋市左衛門書付を以人数帳面相改
 其上薬種真偽之吟味又者仲間取メリ
 之ため定行事相定申度段御頼
 被申上則願之通被為 仰付依之人数
 帳面相改印形仕差上候處向後弥紛敷
 薬種商賣不在候様被為 仰付候間
 互ニ急度相守可申候為其面々印形如件
 享保二十卯年十二月
 右人数帳面混雜仕候ニ付寛延三庚午三月相改差上置候処
 宝曆八寅年十二月於 東御番所
 向後年行事ニ而相勤候様被為 仰付候右
 翌年宝曆九卯年又々帳面混雜ニ付相改
 差上置候處年久敷罷成帳面混雜候ニ付
 此度帳面相改印形仕差上候仍間如件
 天明元年辛丑十二月

享保七年の和薬六カ条とは、和薬の改め基準として定められた六カ条のことで、「和薬改会所」が設立された時、全国の和薬種は、江戸、大坂、京、堺、駿府の五カ所のいずれかの会所で「改め」を受けなければ売買できないと決められた。また国内の商品生産に基づく和薬種の流通量が増加したので、輸入品とは関係なく、和薬種の品質管理を目的とし、和薬六ヶ条が定められたのである。「道修町舊記、享保七年寅年八月廿七日、和薬六箇条之控寫」を見ると、和薬六ヶ条全体で113品の和薬名が記され、最後に「右何れも和薬の事に候間、唐薬の事にて之なく候尤此帳面に書付のなき和薬は、唯今までの通り、通用致すべく候書付ある分は書面の通り相守り申すべく候」とあって、和薬種を取り扱う際の注意を規定

している。和薬種を取り扱う際の六項目の基準は、以下のように定められている。

和薬種六カ条之控²⁴⁾

- 一 唯今迄取出し不申候故、通用無之候得共、向後通用可致和薬和連翹など三十五色
- 一 近き比より間々取出し候得共、弥多く取出し通用可致和薬和自童など十色
- 一 真物にて無之候間、向後通用可相止和薬唯今迄の和馬蘭花など二十二色
- 一 真物にて無之候得共、唯今迄の通り先通用可致和薬和キ実など十八色
- 一 唯今迄名を誤り来候間、向後名を改、通用可致和薬和沙参など二十六色
- 一 他物雜り有之候間、向後相改、通用可致和薬和桑寄生・和青嵩の二色

和阿片については、和薬六カ条の第一条に「一 唯今迄取出し不申候故、通用無之候得共、向後通用可致和薬」とあり、その32番目に「一 和阿片 ケシノヤニ」と記されている。和阿片は、享保七年の和薬六カ条の制定までは他の三四種の和薬と同じく、和薬種としては生産しなかったので市場になかったが、和薬六カ条制定以降は和薬の品目の一つとして薬種流通上取り扱われることになったと考えられる。すなわち従来日本国内で既にケシは栽培されていたかもしれないが、和阿片としては市場に出廻っておらず、和薬六カ条制定以降初めて和薬種として薬種業の流通機構に乗ったと判断して差し支えないであろう。「和薬六ヶ条」による和阿片の統制の背景には、日本での和薬種の開発と取り締まりという幕府の政策のあったことが推定される。もし享保七年以降に和阿片の流通が盛んになり製造が増えたとしたら、和薬六カ条の制定が一つの原因となり、和阿片も他の和薬種と同様に、和薬改会所の廃止以後も道修町薬種中買仲間によって品質と目方が保証され、全国に売り捌かれたのであろう。

3. 和阿片の製造をめぐる史実

辻岡の報告と「明治十八年度勸業報告控」の記録から、薬種中買仲間・近江屋安五郎の店に奉公していた植田四郎兵衛が、奉公中の越中、越後、出羽、陸奥筋の得意先廻りの際、津軽にてケシ栽培と阿片製造法を伝習し、津軽からケシの種を持ち帰ったことや、植田四郎兵衛に勧められた兄・五十八が、摂津国三島郡西面村（現在茨木市）で1837年にはケシを栽培し、阿片を製造し始めたことは明らかである。また薬種中買仲間に関する史料の検証から、従来日本国内で既にケシは栽培されていたかもしれないが、和阿片としては市場に出廻っておらず、和薬六カ条制定以降初めて和薬種として薬種業の流通機構に乗ったと判断される。これらの点をふまえて、第3章では、日本において阿片はいつ頃から使用されていたのか、またケシの栽培はいつ頃から始まったのか、更に阿片を調査した一粒金丹の製造法はどのようにして弘前藩へ伝授されたかという三つの問題を考えていく。

日本で阿片はいつ頃から使用されていたのかという問題について調べていくと、日本では阿片は古くは阿芙蓉と称され、その製法や使用法は、安土桃山時代の末期の漢方医であり且つ本草学者である曲直瀬道三²⁵⁾の著した「宣禁本草」²⁶⁾に初出している。そこには次のように記されている。

阿芙蓉〔中略〕紅罌粟の花がもぬけて後三五日に於て午後²⁷⁾に殻の上に大針を用て外面の青皮を刺し開き、裏面の硬き皮の動せず或は三四所、次の日の早津出づ、竹刀にて刮き収め磁器の内に入れ陰乾す、毎用小豆の大きさ一粒を空心に温水にて化下す。

曲直瀬道三の子・曲直瀬玄朔も、元和九年（1623）に「和名集並異名製剤記」を著し、阿芙蓉について「阿芙蓉ケシの花おちて未だ実の熟せざる中に竹針を以て上より刺せば白き汁いづるなり、それをとり貯えて乾し使う²⁸⁾」と記述している。当時の阿片の製法や使用法については、曲直瀬道三や玄朔の記述からわかるが、阿片の薬効は明らかでない。中国では李時珍が1578年に『本草綱目』の初稿を著し、それが1596年頃に刊行されると、幕医林羅山（道春）²⁹⁾が、慶長十一年（1606）

に『本草綱目』を長崎にて入手し、幕府に献上した。以来『本草綱目』は、日本でも能毒書として、また薬物書として広く引用され、阿片に関して、その書の巻二十三穀部稷粟類に記述が見える。主な薬用作用は罌子粟と同じく「瀉痢脱肛不止」や「能瀼丈夫精气」と記されているが、催眠・鎮痛作用については言及されていない。

曲直瀬や羅山らが漢方医学を学び、本草学の研究を進めたことから、民間でも薬物に関する関心が広まって、和薬種の開発が進みその需要も出てきたと思われる。また和薬種の需要が出てくると、諸藩の薬園で薬草が栽培され、和薬種の生産が増えたために日本国内で和薬種の吟味が必要となっていくのだろう。『道修町文書』の「薬種御改指上申一札控帳写」³⁰⁾には、明暦四年(1657)に幕府が薬種吟味を命じたとき、道修町の薬種商は、偽薬の多い13品目、薬性の判明しない和薬12品目、その他10品目計35品目について、取扱自肅申合せの答申を行なったと記されている。毒薬・偽薬として35味があげて、道修町の薬種商33名が記名連印のうえ、町年寄川崎屋治左衛門に差し出されているが、そこに阿片はない。このことは、和阿片がまだ薬種吟味の対象になる程には製造されていなかった事が示されていると確定される。

本綱罌子粟秋後冬生藥用作瀉食甚佳藥初生時三四
 月抽莖結實苞花開則莖脫花凡四瓣大如碗蓋莖葉在
 中密葉表之花開三日即謝而莖在莖頭長一二十寸大如
 燕先鈎上行蓋下有節紅紫和潤莖中有白木板細可食
 物極飯食亦可更其莖久藥甚多而本草不載乃知古
 人不知之也

米穀子御米

罌子粟 全五分

行風氣逐邪熱治瀉痢瀉瀉
 被破痛 止瀉痢脫肛疝遺精久欬痰腫瀉瀉
 其治瀉之功雖急換人劫剗欲初病不可用之瀉瀉下
 瀉瀉久則氣散不固而腸滑脫取效取用之可也

共合藥石異同以爲家數

阿片 鴉片 阿芙蓉

本綱阿片此罌粟花之津液也罌粟莖葉前時竹筴以
 針刺其外面青皮如痕藥回皮成三五果次刺津出以
 竹刀刮收入瓷器陰乾用之故令視者性有苞花在外
 氣味雖甜且脆赤白久則阿片本香實連自米勝粉分
 散也小豆大嫩葉行如老空然米飲下經藥物難於
 不止者 一方其花亦開時外有阿片青葉苞之花脫
 脫者取取爲末藥味雖甜而燥熱則白粉也 又直丁
 批金丹粉狀食之氣味甜而燥熱則白粉也 又直丁
 反今醫說云九月九日或中秋夜檢之花必大子坐滿
 詔以竹帚掃之花乃千換兩手重疊撒施則重疊開花
 △按大散秋後生藥種與罌粟莖花連而實多千葉有花
 早而實少用阿片池刺藥有知仰大一粒九等方售之

[写真9]³¹⁾は、寺島良安（以下寺島）が正徳三年（1713）に著した『和漢三才図会』一〇五巻に見えるケシと阿片に関する記述の写しである。その一部には、ケシにいて次のような説明がある。

米 甘平 行風氣逐邪熱治瀉痢潤燥
 殻 酸渋微寒 止瀉痢固脱肛治遺精久咳斂肺渋腸

すなわち、米はケシのさく果に入っている種子を指し、味は甘く、形は平らで風気をめぐらし邪熱を逐い出し、瀉痢を治し燥を潤す作用がある説明している。また殻はさく果の皮の部分で味は酸っぱく且つ渋く、瀉痢を止め脱肛をおこりにくくし、遺精や長引く咳を治し、また肺を斂め腸を渋らせる作用があると記している。

阿片についても次のような説明がみられる。

気味 酸渋温微毒 治赤白久痢阿片木香黄連白朮各等分研末
 飯丸小豆大壯者ニハ一分老幼者ニハ半分
 空心米飲下忌酸物生冷油膩茶酒麵無不止者
 不止者一方其花未開時外有両片青葉包之開花
 即收取為末每米飲服一錢神効赤痢用紅花者白痢用白花者

味は酸っぱく且つ渋く、暖めると微毒をあらわすが、赤白の久痢を治す薬用作用を持つ。処方、阿片・木香（もっこう）・黄連（おうれん）百（びゃく）じゅつを飯で小豆の大きさに丸め（但し壯年者には一分、老年・幼年者には半分を与える）、酸物・生物・油・脂肪・茶・酒・麵を避け、空腹のとき米飲（おもゆ）で飲み下せば、止まない者はいない。また処方の方として、花が開かないとき外に青葉二片があって花を包んでいるが、花が開くと青葉二片は落ちるので、それを收拾して末（こな）にする方法があり、一度に一錢を米飲（おもゆ）で飲み下せば、すばらしい効きめがある（赤痢の者には紅ケシを与え、白痢の者には白ケシを与える）とも記されている。

更に寺島は、阿片の項で如神丸と一粒金丹について次のように説明を加えている。

又有一粒金丹 阿片一分用粳米飯丸之 京師售之云通治百病 詳干醫鑑³²⁾
(中略)

用阿片治痢藥有如神丸一粒丸等万售之其合藥有乘同以為家秘

ここでは、また粳米一粒の大きさに阿片一分を丸めて作った一粒金丹（いちりゅうきんたん）というのがあり、京師で売っていて百病を治すといわれている（醫鑑に詳しい説明がある）と記し、また阿片を用いて痢を治す薬には、如神丸・一粒丸などがあって売られており、その合薬にはいろいろ異同があって、家伝秘方とされていると説明している。

日本で阿片はいつ頃から使用されたかという問題については、曲直瀬道三の「宜禁本草」が、文禄四年（1595）頃に刊行されているところから、阿片は1595年頃には知識として日本でも紹介されているが、その頃民間でも日常生活において阿片を使用していたかどうかという点についての詳細は明らかではない。しかし寺島が正徳三年（1713）に著した『和漢三才図会』の阿片の項には、「用阿片治痢藥有如神丸一粒丸等万售之其合藥有乘同以為家秘」と記されている点から、1713年頃には阿片を調合した如神丸・一粒丸などは既に販売されており、かつ調合法は家伝秘方といわれ、それらの合薬には相違がみられたことが判明する。従って、阿片は1713年頃までには、民間での使用も始まっていたと判断しても差し支えなからう。

つぎにケシの栽培が始められたのはいつ頃かという問題に関しては、松木明知（以下松木）の研究によって、かなり詳細が明らかになっている。松木の『続津軽の医史』³³⁾には、ケシ栽培に関して次のような記述がみられる。

津軽におけるケシ栽培の初期の目的は、あふよう即ち阿片を採取する目的で南袋、千年山、上野の三ヶ所の菜園に植栽されたことは弘前藩の公

式の記録によっても明らかである。ただそれが現在のところ元禄十二年頃までより遡ることができず、それ以前の状況については知られるところがない。

松木のいう弘前藩の公式の記録すなわち『津軽旧記類』をみると、元禄十二年(1699)九月のところに「芥子ヲ栽培セシム³⁴⁾」と記されており、また『津軽信政公事蹟』に「元禄十二年九月南袋の内壺町歩へ芥子蒔付被仰付³⁵⁾」と記されているところから、津軽ではそれ以前の状況については知るところがないが、元禄十二年頃すなわち1699年頃まで遡りうることが明らかとなった。更に『津軽信政公事蹟』には、以下のような記録が残っており、元禄十三年(1700)四月に阿片を採取する目的で、南袋、千年山、上野の三ヶ所の菜園に植栽されたことがわかる。

元禄十三年四月紫根紅花からむし芋堀取摘立根様は欲賀庄三郎富郎治右衛門へ教授被致、新館村立野並広船村町居村唐竹村共四カ所にて凡十町歩程紫根植付被仰候尚又南袋、千年山、上野三ヶ所御薬園之芥子花盛りはあふよう取らせ候事³⁶⁾

津軽に限らず全国でのケシの栽培の歴史を調べるため、『日本農書全集』をみると、元禄九年(1696)に筑前(現在の福岡県)の宮崎安貞が著した『農業全書』の第四卷「菜之類」第十四番にケシの説明³⁷⁾がみえる。宮崎は白一重咲きのケシの実は多くて香ばしく料理に使うとよいと記しているが、ケシから阿片を製造するという説明はない。また宝永四年(1707)加賀藩の十村に住む土屋又三郎が著した『耕稼春秋』の第三卷下「畑作物及び三草、四木の類」にケシについての記述³⁸⁾がみえる。加賀藩すなわち石川県金沢で栽培されたケシから阿片が製造できたか否かは、土屋の説明からは判断できないが、1707年頃加賀藩でケシが栽培されていたことは確かである。更に文化年間(1804-1818)に大洲藩の井口又八が著した『農家業状筆録』の「畑作、紙漉き」の項³⁹⁾でもケシについてふれており、加賀藩同様大洲藩すなわち現在の愛媛県喜多郡でも文化年間にはケシが栽培されていたことは明らかである。これらの農書から江戸時代に福岡県や石川県や愛媛県

でケシが栽培されたことがわかるが、阿片の製造に関する史料が無いので、阿片製造の原料としてのケシであったかどうかは判断できない。

更に上田三平（以下上田）の『日本薬園史の研究』をみると、そこには18世紀半から19世紀前半における、各地の薬園でのケシの栽培について記されており、平賀源内が栗林薬園でケシを栽培していたことがわかる。平賀源内は、延享三年（1746）に栗林薬園（高松藩）へ勤めるようになり、その後宝暦十三年（1763）に『物類品隲』六巻を著したのだが、栗林薬園の薬草目録附合する薬種の一つとして、穀部にケシを挙げている。

この他に、岡田芥川両氏預御薬園の薬園中有来草木品銘調書「草之部」⁴⁰⁾にケシの栽培に関する記述が見え、また熊本藩の薬園・蕃滋園の植物目録⁴¹⁾にも「罌粟・罌粟殻」の項がある。和阿片に関しては、18世紀後半になると佐藤成祐が『採薬録』（1795）を著し、巻四の阿片の項において阿片の製法⁴²⁾を記述し「余奥州白河官園ニテ製ス」と説明している。また江戸医学館の講師となった小野蘭山が『本草綱目啓蒙』（1803）巻十九の阿芙蓉において「和ハケシノ汁ヲ米粉ニスハタル者ナリ。然レトモ今ハ雜リ多キ者アレハ、手製ニシカズ」と記したことや、江戸の楽只堂藤井清雅が「増補手板啓蒙」（1823）の阿片の項に、唐の他に津軽を挙げ「近来多ク出ルモノ」と記述したことから、諸藩の薬園でケシの栽培のみならず、和阿片の製造についての研究も進められていたと推定される。以上、ケシ栽培が始められたのはいつ頃かという問題について、農書や諸藩の薬園史を概観したが、阿片を製造する目的で栽培されたケシとして明記された史料の上では、松木のいうように津軽で始められた元禄十二年頃と考えるのが妥当であろう。『津軽阿片調書』（明治五年）⁴³⁾には、津軽でのケシの産地が示されている。

最後に阿片を調合した一粒金丹の製造法はどの様にして弘前藩へ伝授されたかという問題についてふれておく。弘前藩での阿片の製造に関する先行研究をみると、宗田一は、「なぜアヘン生産を他国にさきがけて行なったのかも不明であるが、少なくとも藩の秘薬として一粒金丹を藩内で統制下におけたのは、その原料薬の一つアヘン生産を藩が管理しえたことが大きい」と述べ、弘前藩による一粒金丹製造の管理を指摘している。弘前藩はどの様にして阿片の製造法を学んだかという点について「和田玄良由緒書」⁴⁴⁾には、次のように記されている。

御家伝之薬一粒金丹ハ其先池田丹波守様ヨリ御相伝之よし 或頃、信政公右御薬丹波侯へ御無心被遊則御用被為遊候処、至極御相忖ニ被為在再忖被仰入御用被為其後御伝来之儀、御意被遊候処御同心ニ也、尤医者老人可被為遣候様ニ仰ニ付、和田元亮*被差越之处、木村玄碩と云人取扱候而即元亮江伝ふと云

其後御家法に被遊、御国元ニ而ハ初和田元亮ニ御伝授有て其後八年々調合方被仰付候となり、尤格席御儲之上金屏風圍にて白銀の御鍋にて煉方とかや、且阿芙蓉阿片共芥子ノ由ナリ仕立とかや、金衣制或医伝、御家伝之配剂尤名法にして無類なり

弘前藩の主津軽信政(1646-1710)が、岡山藩の池田輝録(丹波守、1649-1713)に、一粒金丹の製造法を教えて欲しいと願い出たので、岡山藩の医師木村玄石が弘前藩の医師和田玄良に製造法を伝授したのである。また松木が、元禄二年(1689)五月五日と明記された渋江道純直筆の一粒金丹御方并能書を発見したことで、弘前藩に一粒金丹の製造法が伝授されたのは1689年であり、以後弘前藩で一粒金丹の製造が始められたことは明らかである。更に松木は、津軽史「御日記」の元禄七年甲戌に「一 六月廿一日小林友右衛門坂元文七玄良今日江戸へ発足井上玄庵与道伴同道之」と記され、⁴⁶⁾「和田玄良由緒書」には、「玄亮、道三様へ御門弟に入り、廿余カ年罷有、良薬秘法灸治等迄悉く御伝受にて今家法とす⁴⁷⁾」と記されている点を指摘して、和田玄良が元禄七年六月以降江戸に滞在しているとき一粒金丹の製造法を学んだと推察している。これについては信拠できる史料を抄出し、今後の課題として史実を解明していきたいと考えている。尚、一粒金丹御方并能書をめぐるとの問題については、成田(1998)「津軽医事文化史料集成と池田家文庫の撞着 一渋江道純直筆の一粒金丹御方并能書をめぐって一」で取り上げている。

おわりに

本稿は、薬種中買仲間の史料から、植田四郎兵衛の奉公先であった大阪道修町薬店買が近江屋安五郎の店と判断し、従来日本国内で既にケシは栽培されていた

かもしれないが、和阿片としては市場に出廻っておらず、和菓六カ条制定以降初めて和菓種として菓種業の流通機構に乗ったと結論付けた。また先行研究から江戸時代の和阿片の製造に関して、阿片を製造する目的で栽培されたケシとして明記された史料の上では、津軽で始められた元禄十二年頃であり、また和阿片を調合して製造する一粒金丹の製法は、元禄二年に初めて岡山藩の医師木村玄石から弘前藩の医師和田玄良へ伝授されたとした。加えて寺島の『和漢三才図会』に基づき、民間での阿片の使用が、1713年頃までには始まっていたのではないかと推定した。しかし『日本農書全集』にみえる、福岡県、石川県、愛媛県で栽培されたケシから阿片を製造したのかどうかという点は不明のままであり、また岡山藩の医師木村玄石がどの様にして一粒金丹の製造法を学んだのかという点や、一粒金丹以外の和阿片の調合剤はどこでいつ頃から製造されていたのかという点は明らかではない。これらの問題も史料の抄出に努め、今後の課題として史実の解明に取り組んでいきたいと考えている。

注

- 1) 成田真紀「近世日本における阿片の流通について 一道修町の菓種中買仲間を通じて―」名古屋大学大学院日本語文化専攻、1997年。
- 2) 菓種中買仲間は「仲買」ではなく「中買」が正しい。唐菓問屋を通じて自己の資本で唐菓種を買い入れ、大坂市中や近在の菓種屋、合菓屋や江戸、京をはじめとする全国の菓種問屋に売り捌くことを業としていたのが、大坂道修町菓種中買仲間である。彼らのもと道修町菓種屋と呼ばれ専業の仕入問屋としての機能を有していたが、荷受問屋である唐菓問屋が存在したために、幕府の設定した流通機構において菓種中買仲間として位置付けられたのであった。
- 3) 辻岡精輔「大阪府下阿片製造景況一斑（總會演説）」（『薬学雑誌』第255号、446～461頁。）
- 4) 『道修町文書』の整理事業は、平成三年二月に『道修町文書』保存準備委員会から整理依頼を受けた大阪市経済局によって引き受けられ、同局大阪天守閣で担当されることになり平成三年より着手された。過去に編纂された『大阪菓種業誌』、製菓会社の編纂、研究者個人による調査・撮影・粗整理等で、それまで副次的な秩序構成になっていた文書を可能な限り復元し、古文書の整理し、目録化したもの。尚、道修町文書の解読にあっ

- ては、久保武雄氏（道修町文書保存会）、野高宏之（大阪市史料調査会調査員）両氏から多大なる御指導を戴いた。
- 5) 巻末史料(6)参照。
 - 6) 辻岡、前掲書、448頁。
 - 7) 『高槻市史』第五巻、「明治十八年度勸業報告控」、410頁
 - 8) 「古板大坂地圖集成」清文堂出版株式会社。
 - 9) 東町奉行所に差出された『天明元辛丑年十二月改 薬種中買仲間人数帳』。
 - 10) 特に断らない限り史料の年代・表題と『道修町文書』（1993）の整理番号・リールNo.を、以下、年代「表題」《整理番号・巻数・コマNo.》と記す。1781年「天明元辛丑年十二月ニ改 薬種中買仲間人数帳」《103008・第十二巻・No.450》。
 - 11) 1799年「寛政十一己未年十二月改 薬種中買仲間人数帳」《103011・第十三巻・No.41》。
 - 12) 1851年「嘉永四辛亥年三月 薬種中買仲間名前帳」《103013・第十三巻》。
 - 13) 尚三代目・安五郎は文久元年（1861）に退き、養子安三郎が株を譲り受け四代目・安五郎〔巻末資料(1)〕となり、四代目・安五郎が病死すると明治二年（1869）十月に養子平次郎が株を譲受け、五代目・安五郎〔巻末資料(2)〕となっている。五代目・安五郎は明治五年に（1872）に名字を近江屋から成尾に変更し、明治十年（1877）に死亡する。その時、養子秀造が成尾安五郎と襲名し六代目となり、明治十三年（1880）に薬種商問屋仲買仲間、明治十七年（1884）に薬種商卸仲買仲間と改称される間も、道修町で薬種商卸としてまた組合の取締として活動し、明治三〇年（1897）に廃業となる。寛政元年（1789）より六代目まで108年続いた安五郎の店はこれで終わりとなった。
 - 14) 道修町通り水帳絵図・安政三年（1856）復元図、矢内昭『大阪古地図物語』図32、150-151頁を引用。
 - 15) 近江屋の本家は近江日野の出身であったので、屋号を近江屋と称した。近江屋長兵衛自身は大和の薬井村出身である。『武田二百年史』105頁。
 - 16) 同上、108頁。
 - 17) 『伏見屋市兵衛（現・小野薬品）の店図』慶応三年（1867）。くすりの道修町資料館所蔵。
 - 18) 『田辺製薬三百五年史』、16-17頁。
 - 19) 薬種中買仲間の行司は頭取三人の下として享保十年五月頃から始まり、道修町の一・二・三丁目に対し各二人ずつ置かれた。124の中買仲間は全体で九組すなわち各丁三組に分けられていたので、この行司二人が三組に関する要務を処理していた。元文三年（1738）に和薬改会所が廃止されると、頭取は退役となったが行司のみが継続して任命され、翌四年（1739）九月に行司が16人となった。そのうち一人が年行司となり当番として1年間仲間の事務をみる業務に就き、年行司の下には定行司（当番）が五人選任され三カ月

間づつ仲間の運営に当たった。宝暦七年（1757）になると定行司をやめて仲間惣代が命ぜられたが、宝暦十二年（1762）十二月には、薬種中買仲間は五組に再編成され、行司も五人に定められて、以後幕末までその体制を維持した。『武田二百年史』、96頁。

- 20) 『大坂編年史』第七巻、310-311頁。
- 21) 同上、311頁。
- 22) 本庄「近世大坂の薬種仲間」、6頁。
- 23) 1781年「天明元辛丑年十二月ニ改 薬種中買仲間人数帳」《103008・第十一巻・No. 331-333》。
- 24) 『大阪編年史』第七巻、312-313頁。
- 25) 曲直瀬道三（1507-1595年）は京都の人、正慶、正盛、一溪、雖知苦斎、壺静翁とも称し、長く三喜に師事し、京都に帰て大にこの術を行ひ名医の誉れ有り、その子弟門下から多数の名医が輩出して師説を拡張したので、李朱医学は急速に普及し、所謂「道三流」と称して一世を風靡するに至った。この医学は其後勃興した古方医学に対し後世方と称せられ今に至るまでその説が行はれている。『明治前日本薬物学史』（第一巻）、177-178頁。
- 26) 曲直瀬道三の著述は十数種あるが、薬物に関するものは「宜禁本草」「日用薬性能毒」「合薬直伝集」「道三切紙」「能毒」「修治纂要」「製剤記」「異名記」等が挙げられている。その中で「宜禁本草」は主に食品を説述したもので、我国最古の本草専門書と見なされており、刊行年は不明であるが、曲直瀬道三の没年なる文禄四年（1595）以前のもと考えられている。『明治前日本薬物学史』（第一巻）、178頁。
- 27) 同上、462頁。
- 28) 同上、462-463頁。
- 29) 林羅三は、慶長十四年（1609）に『本草綱目』から抜粋して『多識編』の初稿を著しているが、寛永七年（1630）に著した『多識編』巻三の罌子粟に「今案介志」と残している。『明治前日本薬物学史』（第一巻）、183頁。
- 30) 1658年「薬種御改指上申一札控帳写」《101001・第一巻・No.2-18》。
- 31) 『和漢三才図会』百五巻の巻第三百。日清食品所蔵の版。
- 32) 中国の医学書、『古今医鑑』のこと。中国江西金溪の出身で太医院に勤めた父・興信の著書を1576年に子の興廷賢が増訂して刊行した。『長崎貿易と大阪』、175-176頁。
- 33) 松木明・松木明知『統津輕の医史』、59頁。
- 34) 青森県史（二）、305頁。
- 35) 同上、305頁。
- 36) 同上、307頁。
- 37) 『農業全書』、315-316頁。
- 38) 『耕稼春秋』、105頁。

- 39) 『農家業状筆録』、293頁。
 40) 明治四年辛未（1871）八月「拋東京帝国大学医学部所蔵薬園記」。
 41) 明治六年（1873）熊本県の命により景倫の調査した記録。
 42) 『古今医統大全』に基づく製法。『長崎貿易と大阪』、171頁より引用。
 43) 『殖産略説』に『津軽阿片調書』（明治五年）が収載されている。『殖産略説』は、明治六年（1873）にウィーンにて開かれる万国博覧会へ日本が参加するため、日比谷御門内博覧会事務所まで提出された地方物産出品物に附された説明書である。明治五年一月一五日、大政官布告をもって全国の戸長に対し呼びかけられた。『日本薬園史の研究』、391-392頁。[巻末史料(3)]の『津軽阿片調書』を参照のこと。
 44) 『日本の名薬 売薬の文化誌』、88頁。
 45) 『津軽医事文化史料集成』、306頁。尚、和田元亮*は、和田玄良を指すと推測した。
 46) 同上、303頁。
 47) 同上、307頁。

巻末資料

巻末資料(1) 『嘉永四辛亥年三月 葉種中買仲間名前帳』。

道修町壺丁目炭屋善五郎借家
 近江屋安五郎代判傳七兩人共相退キ此度養子安三郎へ
 譲り渡則安五郎と改名仕是迄之通商賣仕候
 文久元酉年辰四月

巻末資料(2) 『慶応四戊辰年六月 葉種中買仲間名前帳』。

道修町壺丁目炭屋善五郎借家
 近江屋安五郎義去ル四月病死被致候に付
 平次郎と申す者養子ニ貫請安五郎と改名
 幼少ニ付代判傳七ニ而向後商賣被致候事
 明治二年己十月

巻末資料(3) 津軽阿片調書

一 産出ノ村名

津軽郡

第七区 板屋ノ木村、赤田村

第九区 藤崎村、林崎村、飯田村、横沢村

第十六区 大沢村

第十八区 松ノ木平村、小栗山村、大清水村、門外村、清水森村

第十九区 和徳村、小沢村、悪戸村、堅田村、撫牛子村、大久保村、富田村、百田村

第廿一区 兼平村

第廿四区 賀田村

第廿五区 独狐村

- 一 午未兩年出来高
- 一 上中下品ノ直段
- 一 蒔付並取入ノ頃合ハ春土用過程ナク蒔付六月初旬迄二取入ル
- 一 蒔付ノ法ハ外作物ト違ヒ一入土塊ナキ様ニ念入レ入糞或ハ馬矢ヲ入レ一日ヲ隔テ蒔付ル生立ノ時ニ至リ其中勢ノ弱キモノヲ抜取りテ後二度土ヲ掛ルノミ
- 一 取入ノ法ハ先ヅ取ラントスル前日罌粟ノ実中程ヨリ上ノ方ヘ四ヶ所計竪ニ長ク皮菌ノ際ヘ小刀ニテ疵付翌日ソノ疵口ヨリ流レ出ル白キ乳汁ノ如キモノヲ竹篋ニテ掻キ採リ小茶碗様ノ器ヘ搔溜ル
- 一 阿片ニ製シ上ノ法ハ先キニ搔キ溜シ汁ヲ再ヒ大器ニ移シ炎日ニ晒シ日、数十度抵廻シ日ヲ經テ乾クニ随ヒ黒色ニ変ス凡十日狸ニテ凝テ柔軟ナルモノトナル是ヲ丸トナシ方トナスモ只共宣キニ従フノミ
- 一 罌粟種長ケシ九ケシノ二種アリ長ケシハ阿片ヲ出ス多量ナリ故ニ多ク之ヲ裁ユ

[凡例]

- 一、漢字は原則として常用漢字を用いた。但し原本の漢字で常用漢字に無いもの及び特にその必要を認めたものについては原本のままとした。
- 一、変体仮名は現在用いられている仮名に改めたが「江」「茂」「者」「而」「而已」はそのままとした。
- 一、つくり字、合字は仮名にした。「**ㇿ**」はカタカナ表記「ヨリ」に統一した。
- 一、敬字のための闕字は全て一文字開け、平出は改行、台頭は一字上げとした。
- 一、原本において解読不可能な文字は○で表した。

参考文献

(1) 関係書籍

青森県『青森県史(二)』歴史図書社、1971年。

井口又八『農家業状筆録』文化年間(『日本農書全集 30』農産漁村文化協会、1982年所収。)

上田三平『日本薬園史の研究』第二整版、1972年。

大阪市立中央図書館市史編集室『大阪編年史』第七巻、大阪市立中央図書館、1969年。

宗田 一『日本の名薬 売薬の文化誌』八坂書房、1993年。

高槻市史編纂委員会『高槻市史』第五巻、史料篇IV「明治十八年度勸業報告控」、高槻市役所、1980年。

武田薬品工業『武田二百年史』武田薬品工業社史編纂委員会、1962年。

田辺製薬株式会社社史編纂委員会『田辺製薬三百年史』田辺製薬株式会社、1983年。

土屋又三郎『耕稼春秋』宝永四年（『日本農書全集 4』農産漁村文化協会、1981年所収。）

寺島良安著『和漢三才図会』復刻版、1713年。

日本学士院日本科学史刊行会『明治前日本薬物学史』（第一巻）増訂復刻版、財団法人日本古医学史料センター、1978年。

原田伴彦・矢守一彦・矢内 昭『大阪古地図物語』毎日新聞社、1980年。

松木 明・松木明知『続津軽の医史』津軽書房、1975年。

松木明知・花田要一『津軽医事文化史料集成』岩波ブックセンター信山者、1986年。

————『津軽医事文化史料集成 一統』岩波ブックサービスセンター、岩波書店アネックス内、1988年。

宮崎安貞『農業全書』元禄九年（『日本農書全集 12』農産漁村文化協会、1981年所収年。）

宮下三郎『長崎貿易と大阪 一輸入から創薬へ一』清文堂、1997年。

(2) 雑誌文献

辻岡精輔「大阪府下阿片製造景況一斑（總會演説）」（日本薬学会編集『薬学雑誌』第二五五号、445-461頁、1903年。）

成田真紀「近世日本における阿片の流通について 一道修町の薬種中買仲間を通じて」名古屋大学大学院文学研究科日本語文化専攻、1997年。

————「津軽医事文化史料集成と池田家文庫の撞着 一渋江道純直筆の一粒金丹御方并能書をめぐって」『ことばの科学』11号、名古屋大学大学院言語文化学部日本語文化研究会、1998年。

(3) 目録

道修町文書保存会『道修町文書目録・近世編』（道修町文書保存会、1995年。）

（なりた まき 日本語文化部）